

奈良県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月三十日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県規則第十五号

奈良県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立自然公園条例施行規則（昭和四十二年三月奈良県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項各号列記以外の部分中「書類」の下に「（運輸施設に関する公園事業にあつては、第四号に掲げる書類を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

六 その他知事が必要と認める書類

第十二条第四項中「前項各号」を「第二項各号」に改め、同項第一号、第三号及び第四号並びに同条第五項中「又は景観」を削る。

第十四条第一項第五号、第七項第二号オ、第九項第八号、第十項第十一号、第十一項第二号、第十三項第二号並びに第三号ア及びオ、第十九項第三号ウ並びに第二十項第一号オ及び第二号オ中「又は景観」を削り、同条第二十二項第一号イ(2)中「若しくは景観」を削り、同項第三号、第二十七項、第二十九項第一号イ並びに第三十一項第一号及び第二号中「又は景観」を削る。

第十六条第二十一号中「設備を改築」を「工作物（当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）を新築し、改築し、」に改め、同条第二十四号中「防除」の下に「若しくは当該防除に係る調査」を加え、同条第二十六号中「ために」を「目的で」に、「又は当該」を「当該」に改め、同条第六十号中「こと」の下に「（正当な理由がなくて行う場合を除く。）」を加え、同条第六十三号中「森林」の下に「、牧野、草原若しくは農地」を加え、同条第六十四号中「防除」の下に「又は当該防除に係る調査」を加え、同条第二百二十三号中「の規定による」を「に規定する実施計画に従つて実施する」に改める。

第一号様式（その一）、同様式（その四）、同様式（その八）及び同様式（その九）並びに第二号様式（その一）及び同様式（その二）並びに第三号様式中「画罫」を「画罫」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。